

令和8年7月17日

入札公告（建設工事）

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
安平弾薬支処会計科長 谷 秀 治

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

1 工事概要

- (1) 工事名 警衛所他仮眠室間仕切工事
- (2) 工事場所 陸上自衛隊安平駐屯地
- (3) 工事内容 仕様書のとおり
- (4) 工 期 令和9年3月31日（水）
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争入札参加資格（以下「防衛省参加資格」という。）のうち、「**建築一式工事**」又は「**建具工事**」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の決定がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「**建築一式工事**」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上又は「**建具工事**」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。
- (5) 平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、本補修工事と同様の実績を有すること。
- (6) 次の基準を全て満たす主任技術者等を当該工事に配置できること。
 - ア 本工事種別である「**建築一式工事**」又は「**建具工事**」に係る主任技術者となりうる資格を有する者である。
 - イ 平成20年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出期限までに提出し、一般競争参加資格確認通知書により参加資格が認められたもの。
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (11) 北海道内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「建設工事に係る入札心得書等」については、北海道補給処安平弾薬支処会計科に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 入札手続等

(1) 担当部署

ア 入札に関する事項

〒059-1511 北海道勇払郡安平町字安平番外地
陸上自衛隊北海道補給処安平弾薬支処会計科 谷
TEL：(0145) - 23 - 2231（内線290）

イ 仕様書に関する事項

〒059-1503 北海道勇払郡安平町字安平番外地
陸上自衛隊北海道補給処安平弾薬支処総務科営繕班 小笠原
TEL：(0145) - 22 - 2231（内線241）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和8年7月17日（金）～ 同年9月10日（木）

イ 交付要領

本公告に添付

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限

令和8年8月5日（水）17時00分まで

イ 提出方法

(1)の担当部署に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限

令和8年9月10日（木）17時00分まで

イ 提出方法

(1)の担当部署に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時

令和8年9月11日（金）10時00分

イ 場 所

陸上自衛隊安平駐屯地2階教場

5 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札業者が「建設工事に係る入札心得書等」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者は陸上自衛隊「建設工事に係る標準契約書」（28.8.25）建設工事請負契約書第4条に示す、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結後の保証証券の提出を要する。

6 落札の決定方法

(1) 消費税抜きの総額により決定する。

(2) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。なお、同額の場合は抽選とする。

7 その他

(1) 郵便入札

ア 送付先

〒059-1511 北海道勇払郡安平町字安平番外地
陸上自衛隊北海道補給処安平弾薬支処会計科

イ 送付期限

令和8年9月10日（木）17時00分（必着）

ウ 送付要領

(ア) 入札書は「警衛所他仮眠室間仕切工事」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。

(イ) 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて配達が証明できる郵便又はメール便にて送付する。

エ 到着の確認

郵便入札を行う者は発送した後、会計科担当者に到着の確認を行うものとする。

(2) 再度入札

ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。

イ 郵便による入札者がいる場合は、再度入札の日時について別途連絡する。

(3) 内訳書の添付

平成26年6月4日発布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、入札書には入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を添付すること。ただし、開札から直ちに行う再度入札に係る内訳書については、後日郵送等により提出することができる。

(4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 入札の無効

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

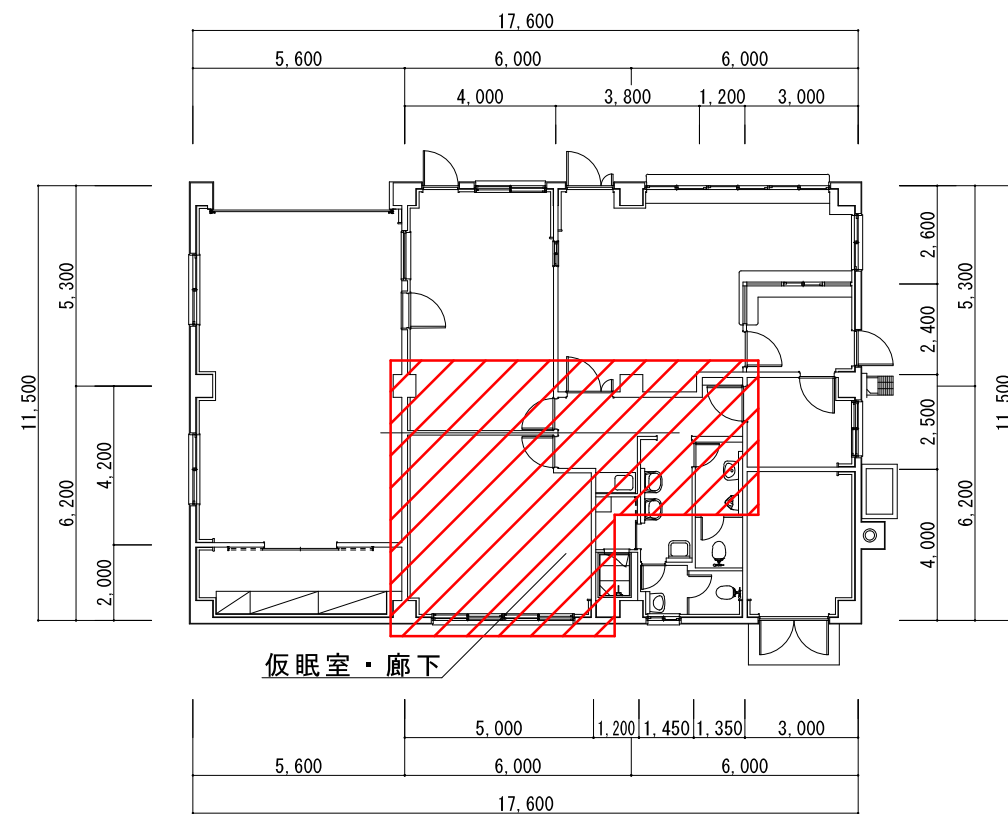
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 契約金額300万円以上の場合、希望により前金払いを使用することができる。
- (10) 契約書作成
落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、工事請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。
- (11) 必要により資料のヒアリングを行う。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口
現地確認等を希望する者は、上記4(1)イに申し出る。
- (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 詳細は入札説明書による。

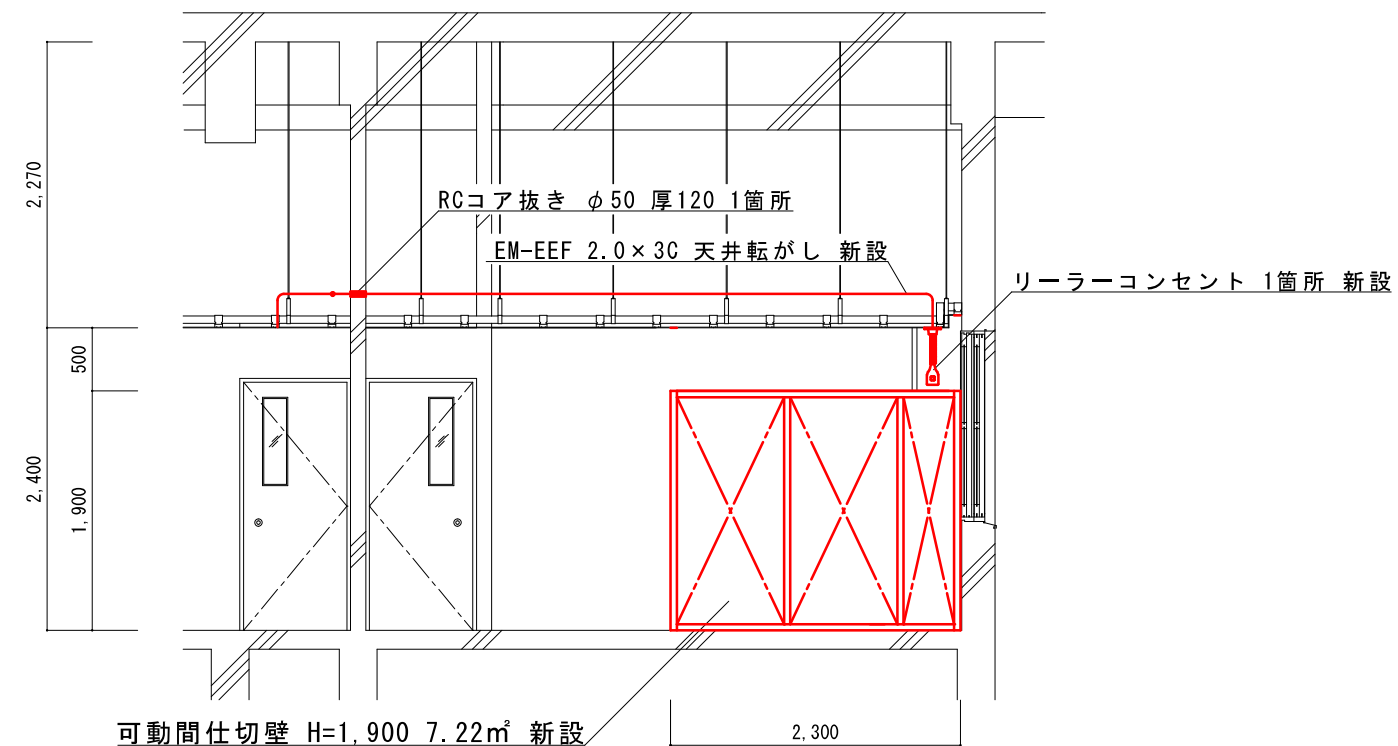
5 公告掲示場所

- (1) 掲示場所
安平駐屯地会計科
北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (2) 掲示期間
令和8年7月17日（金）～同年9月11日（金）

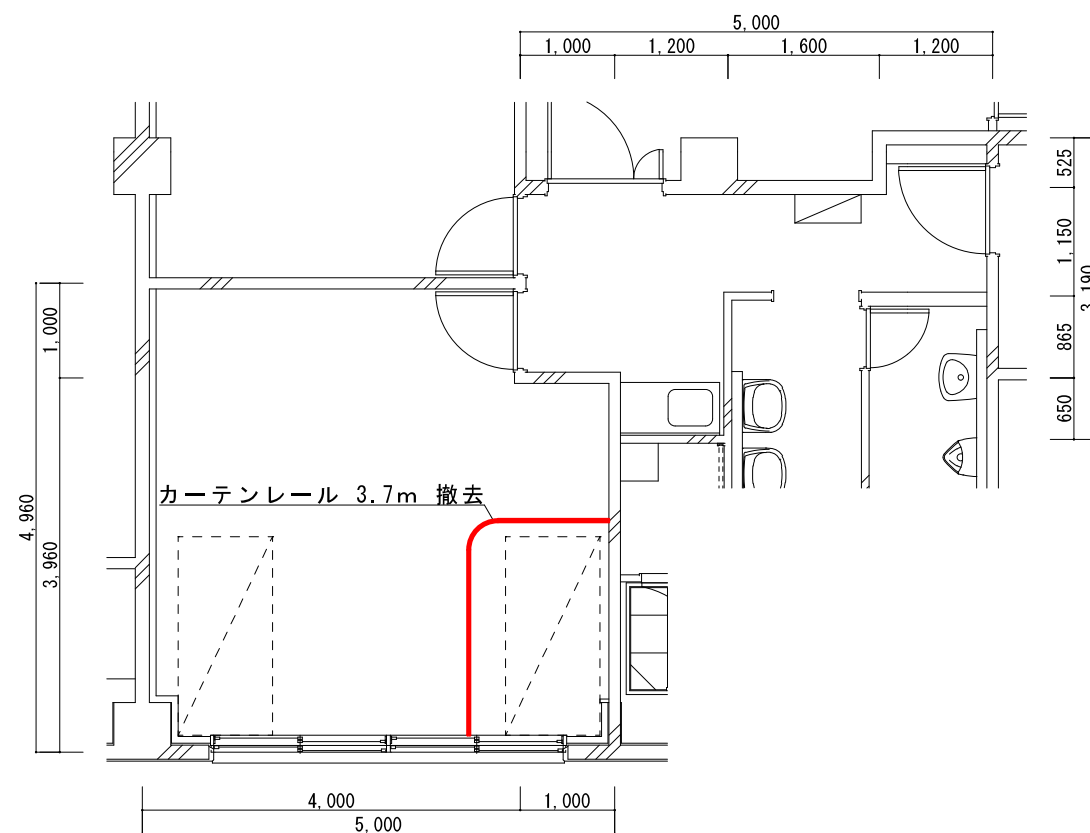
特記仕様書			章		項 目		内 容									
1 工事件名：警衛所他仮眠室間仕切工事			特記事項	1	仮設工事	施工の際は飛散防止の仮設をすること。										
2 工事場所：北海道勇払郡安平町安平 陸上自衛隊安平駐屯地				2	撤去工事	必要以上の箇所に損傷を与えてはならない。損傷を与えた場合は、請負業者の責任において原形に復する。										
3 工事概要：可動間仕切壁 2箇所 新設				3	建具工事	(1) 本工事において使用する材料は下表の同等品以上とする。 <table><tr><td>品 名</td><td>規 格</td></tr><tr><td>可動間仕切壁</td><td>小松ウォール MW-70ST H=2, 200 片引戸含む</td></tr><tr><td>可動間仕切壁</td><td>小松ウォール MW-70ST H=1, 900 片開戸含む</td></tr></table>		品 名	規 格	可動間仕切壁	小松ウォール MW-70ST H=2, 200 片引戸含む	可動間仕切壁	小松ウォール MW-70ST H=1, 900 片開戸含む			
品 名	規 格															
可動間仕切壁	小松ウォール MW-70ST H=2, 200 片引戸含む															
可動間仕切壁	小松ウォール MW-70ST H=1, 900 片開戸含む															
リーラーコンセント 1箇所、EM-EEF 13.9m 新設 他一式			4		(2) 施行に先立ち建具の製作図を提出し、監督官の承認を得るものとする。											
			5	電気工事	本工事において使用する材料は下表のとおりとする。 <table><tr><td>品 名</td><td>規 格</td></tr><tr><td>リーラーコンセント</td><td>Panasonic WG871281W 2P15E</td></tr><tr><td>EM-EEF</td><td>600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形</td></tr></table>		品 名	規 格	リーラーコンセント	Panasonic WG871281W 2P15E	EM-EEF	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形				
品 名	規 格															
リーラーコンセント	Panasonic WG871281W 2P15E															
EM-EEF	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形															
章			項 目		内 容											
一 般 事 項	1	総 則	本工事仕様書及び図面は、陸上自衛隊安平駐屯地において実施する「警衛所他仮眠室間仕切工事」について必要な項目を制定する。													
	2	施 工	本工事は、本仕様書及び図面によるほかは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」及びメーカー標準規定に基づき入念に作業する。													
	3	疑 義	本工事仕様書及び図面との内容に相違ある場合や明示ない場合又は疑いを生じた場合にはすべて、監督官と協議しなければならない。													
	4	軽微な変更	現場の納まり状況等により軽微な変更が生じた場合には監督官と調整し、その指示により施工する。但し、その場合の請負金額及び工期については変更しない。													
	5	材 料	使用する材料は仮設用資材を除きすべて新品とし、製造所及び商品名の特記ある場合はそのもの、又は同等品以上とする。但し、同等品を使用する場合は、監督官の承認を受ける。 また、すべて材料は工事現場に搬入後、検査を実施し合格したものを使用する。													
	6	現場管理	(1) 着手に先立ち、事前調査等により安全に関する施工計画を立て、作業関係者へ周知徹底するとともに常に作業の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故防止に努める。 (2) 本工事には現場代理人を常駐させ、労務者の監督及び諸調整を密にするものとする。 (3) 工事現場は、常に諸材料等の整理整頓及び清掃を行い、火災等の事故防止に努める。 (4) 出入り口及び危険のある場所には、危険表示等の処置を行う。 (5) 工事現場及び許可された場所以外への無断立ち入り、写真撮影等は厳禁とする。 (6) 在来施設等の保護には十分注意を払うものとし、万一、不注意等により損傷を与えた場合は監督官と調整の上、請負業者の責任において原形に復するものとする。 (7) その他部隊側の諸規則、指示に従い遅滞なく作業を行う。													
事 項	7	書類手続	本工事に必要な書類手続き及び整理は、請負業者の責任において監督官の指示どおり遅滞なく行う。													
	8	工事写真	工事写真の提出方法は下記のとおりとする。 <table><tr><td>分 類</td><td>規 格</td><td>撮 影 箇 所</td></tr><tr><td>着工前</td><td rowspan="3">1 サービス判以上 2 デジタルカメラ撮影可</td><td rowspan="3">工事隠蔽となる箇所及び監督官の指示する箇所</td></tr><tr><td>工事中</td></tr><tr><td>完成時</td></tr></table> *撮影後、工事写真帳形式（A－4縦）に整理の上速やかに監督官に提出すること。						分 類	規 格	撮 影 箇 所	着工前	1 サービス判以上 2 デジタルカメラ撮影可	工事隠蔽となる箇所及び監督官の指示する箇所	工事中	完成時
	分 類	規 格	撮 影 箇 所													
着工前	1 サービス判以上 2 デジタルカメラ撮影可	工事隠蔽となる箇所及び監督官の指示する箇所														
工事中																
完成時																
9	関係図書等	工事実施上必要な図面（製作図、承認図）及び見本等は、製作前又は施工前に遅滞なく作成し、監督官の承認を得るものとする。														
10	発 生 材	金属類は、監督官の指定する場所に運搬、集積し発生材調書を提出する。その他の発生材は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関係法規に基づき適切に処理を行うものとし、マニフェスト（E票）の写しを監督官に提出する。														
11	後片付け	工事完了に際しては、速やかに工事現場の後片付け清掃等を行う。														
12	電気・水道	電気、水道は、請負業者の負担において準備する。														
13	保証期間	本工事完了後1年間における施工の不備等による損傷は、請負業者の負担で無償修復とする。														
14	竣工検査	本工事終了後、本工事仕様書及び図面等に基づき、請負業者・監督官が立会いの上検査官が指定した日時に行うこととする。														
			工事関係者以外不許複製													
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了		了									
					了											



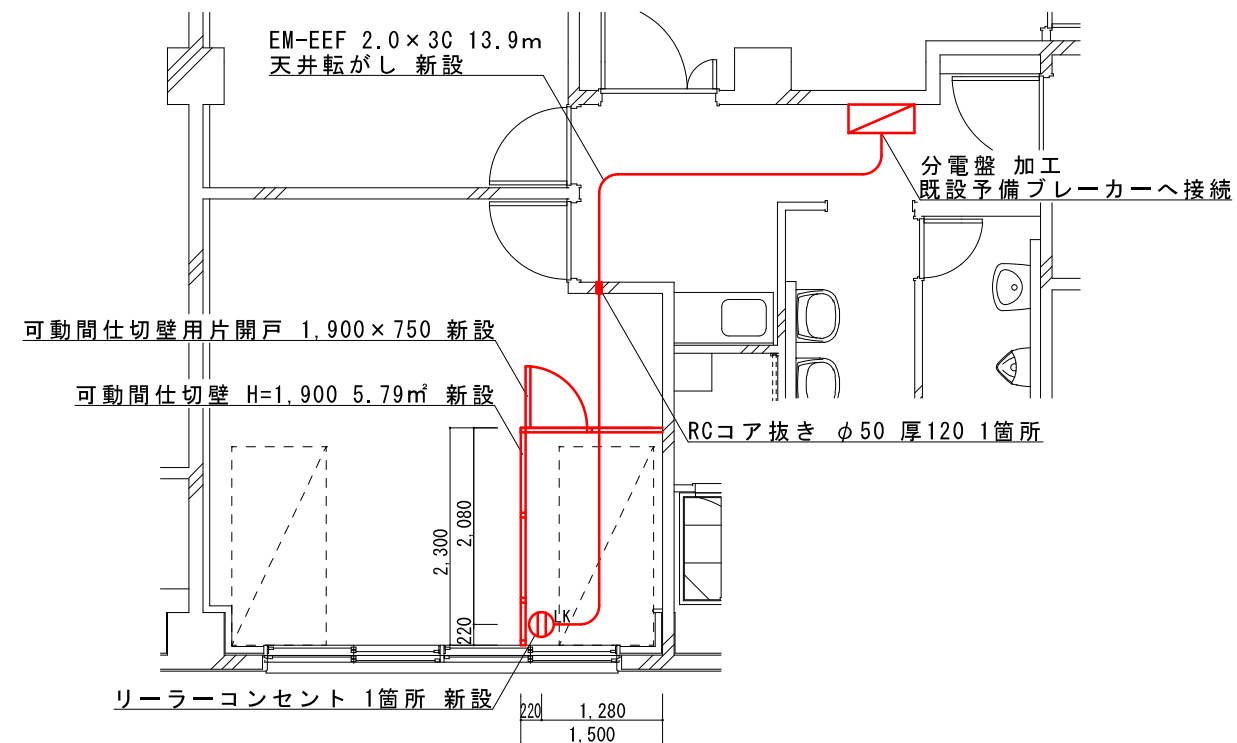
#2警衛所平面図 1/200



仮眠室断面図(既設) 1/60

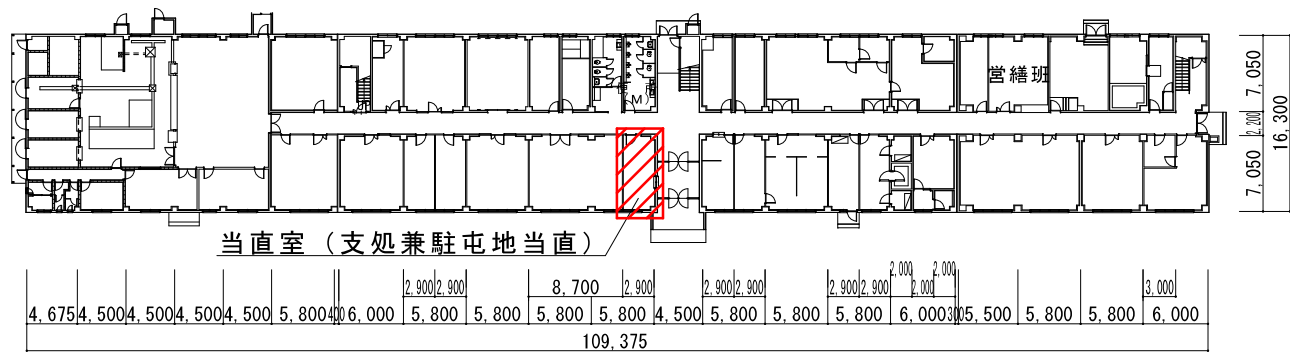


仮眠室・廊下平面図(既設) 1/80

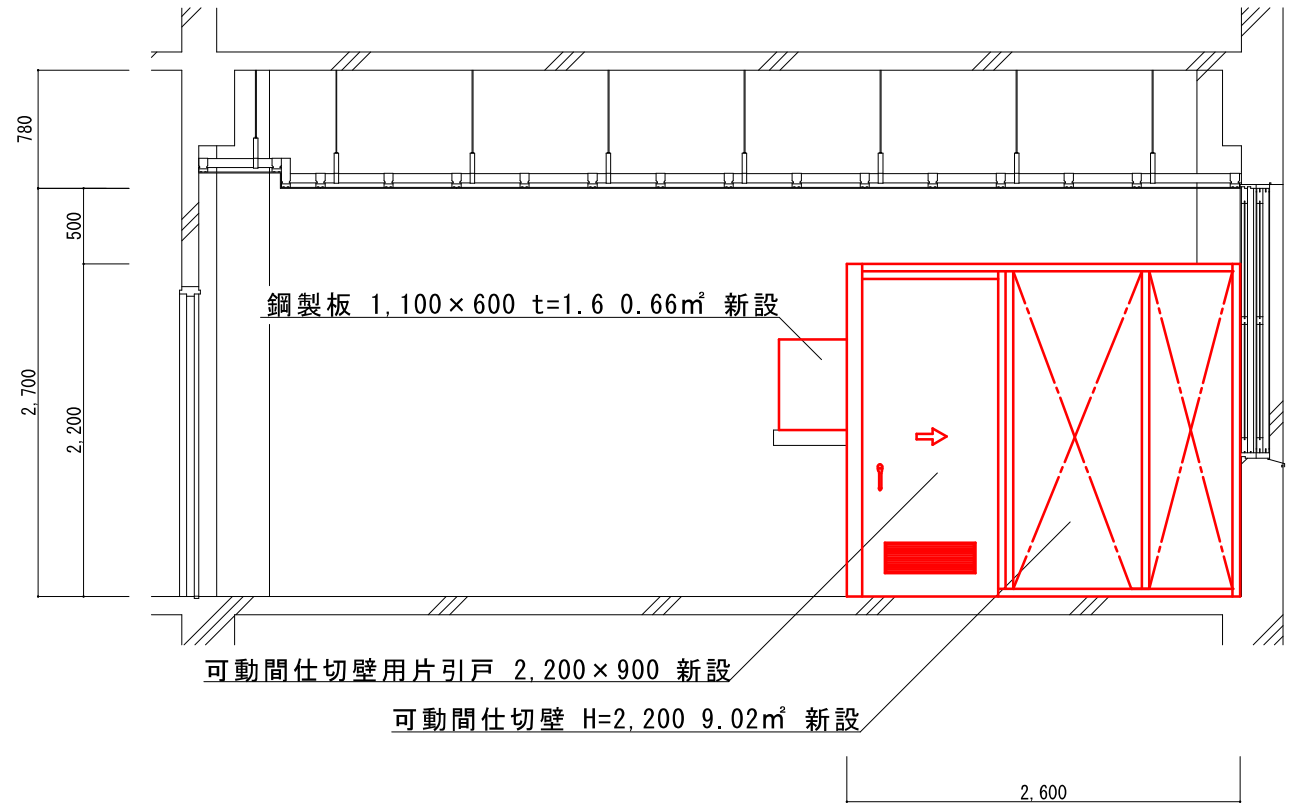


仮眠室・廊下平面図(改修) 1/80

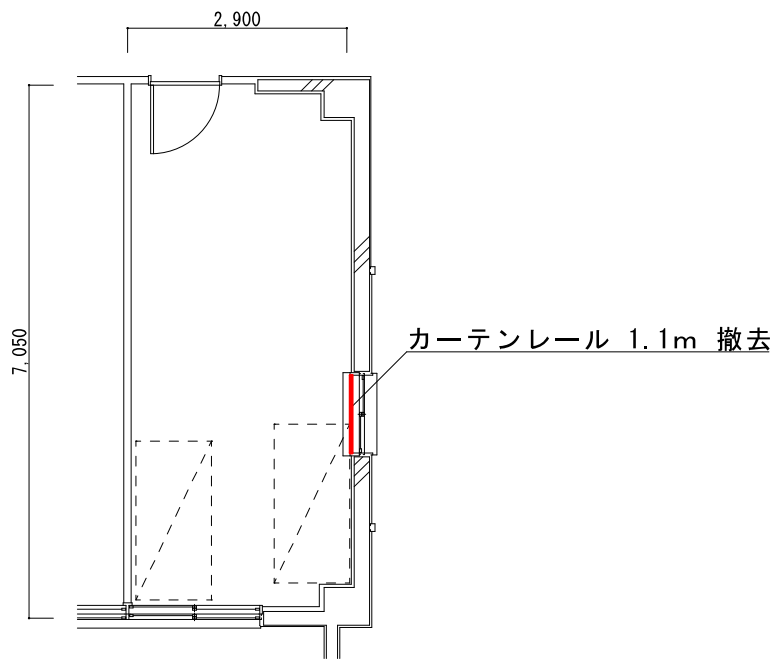
工 名 称	警衛所他仮眠室間仕切工事	図 面 番 号	2 / 3
図 面 名 称	#2警衛所 平面図・断面図	縮 尺 図 示	
陸上自衛隊安平弾薬支処総務科営繕班		令和8年7月15日	



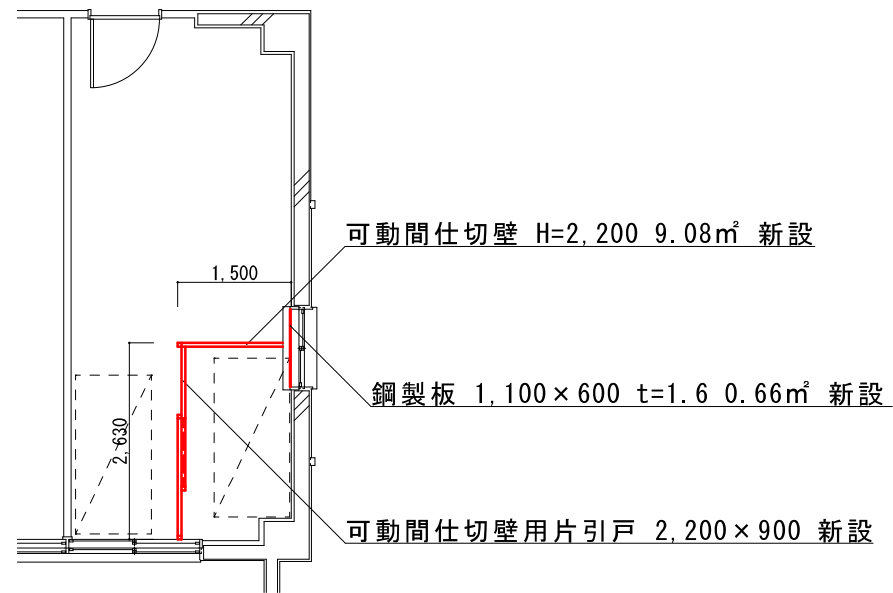
#60隊舎1階平面図 1/700



当直室断面図(改修) 1/50



当直室平面図(既設) 1/100



当直室平面図(改修) 1/100

工 名 称	警衛所他仮眠室間仕切工事	図 面 番 号	3 / 3
図 面 名 称	#60隊舎 平面図・断面図	縮 尺 図 示	
陸上自衛隊安平弾薬支処総務科営繕班		令和8年7月15日	

入札説明書

陸上自衛隊安平駐屯地の警衛所他仮眠室間仕切工事に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和8年7月17日（金）

2 契約担当官

分任契約担当官 陸上自衛隊北海道補給処
安平弾薬支処会計科長 谷 秀治

3 工事概要

(1) 工事名

警衛所他仮眠室間仕切工事

(2) 工事場所

陸上自衛隊安平駐屯地

(3) 工事内容及び工事範囲

仕様書のとおり。

(4) 工 期

令和9年3月31日（水）まで

(5) 使用する主要な資機材

仕様書のとおり。

(6) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 本予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度有効の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」及び「建具工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律

第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 ((2) の再度級別の格付を受けた者を除く。) でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」にかかる等級 (資格審査結果通知書の記 3 の等級) が D 等級以上及び「建具工事」 にかかる等級 (資格審査結果通知書の記 3 の等級) が C 等級以上 であること。
- (5) 平成 20 年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、「建築一式工事」又は「建具工事」を施工した実績を有すること (建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上のものに限る。))。
- (6) (5) の施工実績の工事成績通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計 (以下評定点合計という。) が 65 点以上の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。(個別の工事に応じて、工種別に明示すること。)
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者 (以下「監理技術者等」という。) を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 「建築一式工事」又は「建具工事」に係る主任技術者となりうる資格を有する者である。
 - イ 平成 20 年度以降入札公告日までに、(5) に掲げる工事の経験を有する者である。
(原則、着工から完成まで従事している。) なお、当該経験の工事が工事成績評定対象工事の場合は評定点合計が 65 点未満のものを除く。
 - ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
 - エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料以下「資料」という。) の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について (防整施 (事) 第 150 号。28. 3. 31) (以下「指名停止措置要領」という。) に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと (基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。)。なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第 6 条第 2 項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社 (会社法 (平成 17 年法律第

86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。)である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 北海道内に建設工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(12) 情報保全に係る履行体制についての確認

平成20年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成(完了)した実績を有している者は別紙第5の誓約書を提出し、有していない者は別紙第6の誓約書を提出すること。

5 担当部署

(1) 入札に関する事項

〒059-1511

北海道勇払郡安平町字安平番外地

陸上自衛隊北海道補給処安平弾薬支処会計科 谷

TEL (0145) 23-2231 内線290

FAX (0145) 23-2233

(2) 仕様書に関する事項

〒059-1511

北海道勇払郡安平町字安平番外地

陸上自衛隊北海道補給処安平弾薬支処総務科営繕班 小笠原

TEL : (0145) - 22-2231 (内線241)

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。 申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間

令和8年7月17日（金）から令和8年8月5日（水）まで（行政機関の休日を除く）の毎日08時15分から17時00分まで。（正午から13時00分までの間を除く。）

イ 提出方法

持参又は郵送等で提出すること。

ウ 提出場所

5に同じ。

- (2) 申請書は、別紙第1により作成すること。

- (3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成20年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙第2）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（別紙第3）」に記載する工事が、工事成績評価対象工事の場合は、当該工事に係る施工成績評価通知書又は工事成績評価通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を、別紙第2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を

記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とするとは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が工事成績評定対象工事以外の者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第 4 に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和 8 年 8 月 1 8 日（火）までに通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記 5 に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア **提出期限 令和 8 年 8 月 2 5 日（火） 1 7 時 0 0 分**

イ 提出場所 上記 5 に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由）を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、令和8年8月28日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。

ア 提出期間 令和8年7月21日（火）から令和8年9月3日（木）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、08時15分から17時00分まで。ただし、持参する場合は正午から13時00分までの間を除く。

イ 提出場所 上記5に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由）により持参又は郵送等することとし、電送によるものは受け付けない。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。

ア 期 間

令和8年9月4日（金）から令和8年9月10日（木）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、08時15分から17時00分まで。

イ 場所 上記5に同じ。

9 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送等で提出する。

- (2) 入札書の提出期間、提出場所等

ア 提出期間

令和8年9月10日（木）17時00分まで

イ 提出場所

上記5に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を別々の封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。 また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部署に必ず電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合に

は、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札回数は、原則として 2 回を限度とする。ただし、2 回目の入札において落札者がいない場合は、3 回目の入札を執行する場合もある。なお、予算決算及び会計令第 99 条の 2 の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の 100 分の 5 以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金は免除する。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付すものとする。
- なお、保証金額又は保険金額は、請負代金の 10 分の 1（予決令第 86 条の調査を受けた者との契約については請負代金の 10 分の 3 以上）とする。

11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法
- 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等
- ア 提出期間 上記 9 (2) アに同じ。
- イ 提出方法 上記 9 (2) ウを参照。
- ウ 提出場所 上記 5 に同じ。
- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 工事費内訳明細書の確認の結果、別表第 1 の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場

合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

- (9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開 札

- (1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 令和8年9月11日（金）10時00分

イ 開札場所 陸上自衛隊安平駐屯地2階教場

- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

13 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に掲げる資格のない者のした入札

- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法は、消費税抜きの総額により、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者

のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

15 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4 (7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が安平弾薬支処会計科で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4 (7)に定める要件と同一の要件（4 (7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65 点未満の工事成績評定を通知された者
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その指名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

17 契約書作成の可否等

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、工事請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

18 支払条件

請負金額が 300 万円以上の場合、前金払保証書の寄託を条件として、落札者の申請に基づき、請負金額の 10 分の 4 以内（低入札価格調査を受けた者との契約については、請負金額の 10 分の 2 以内）で前金払の実施に応じる。

19 火災保険付保の要否

要

20 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は 7 (2) の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (1) 提出期間：7 (2) の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日を除く。）以内の 0 8 時 1 5 分から 1 7 時 0 0 分までに行うこと。
- (2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記 5 に同じ。

21 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5 に同じ。

22 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書を熟読し、入札心得書を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は別紙第 1 の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。
- (5) 情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙第 7 から別紙第 1 0 までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね 3 営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について 適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

競争参加資格確認申請書作成要領

警衛所他仮眠室間仕切工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」を作成の上、各 1 部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が工事成績評定対象工事以外の者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成の上、1 部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載するとともに、代表者印等を必ず押印の上申請して下さい。
- (2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

2 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が 20%以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (1) 同種の工事とは次の事項を全て満足するものをいいます。
「建築一式工事」「建具工事」
- (2) 記載する工事は、平成 20 年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを 1 件記載して下さい。なお、同種工事との判断が難しい場合は 3 件程度まで記載されても可とします。
- (3) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (4) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (5) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (6) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。
- (7) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
- (8) 「CORINS 登録の有無」は、当該工事が、CORINS に登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする事は差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。）第 86 条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。
- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成 19 年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
- (5) 記載する工事が工事成績評定対象工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。
- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
- (11) 「CORINS 登録の有無」は、当該工事が、CORINS に登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。
- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
- (13) 「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合

は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間

- (1) 提出場所

〒059-1511

北海道勇払郡安平町字安平

陸上自衛隊北海道補給処安平弾薬支処会計科 谷

TEL (0145) 23-2231 内線290

- (2) 提出方法持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）するものとし、電送によるものは受け付けません。

- (3) 提出期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月5日（水）の08時15分から17時00分まで。（正午から13時00分までの間は除く。）

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は、申請時に提出された返信用封筒により、令和8年8月18日（火）までに書面により通知します。

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和8年8月25日（火）17時00分までに持参により提出して下さい。ただし、正午から13時00分までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

書面の提出先

陸上自衛隊北海道補給処安平弾薬支処会計科 谷

TEL (0145) 23-2231 内線290

- (2) 説明を求められたときは、令和8年8月28日（金）までに、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。

8 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 資料提出に関する問い合わせ先

陸上自衛隊北海道補給処安平弾薬支処会計科 谷

TEL (0145) 23-2231 内線290

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任契約担当官 陸上自衛隊北海道補給処
安平弾薬支処会計科長 谷 秀治 殿

住 所
商号 又は 名称
代 表 者 氏 名

令和 8 年 7 月 1 7 日付で入札公告のありました警衛所他仮眠室間仕切工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。なお、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 6 (3) アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 6 (3) イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書 6 (3) エに定める契約書の写し
(契約書の写しの提出を求める場合のみ)
- 4 入札説明書 6 (3) ウに定める工程表を記載した書面
(工程表の写しの提出を求める場合のみ)

以 上

注 1) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注 2) 4 項は提出者のみ記載してください。

同種の工事の施工実績

会社名 _____

工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する)
	契約金額	(百万円単位で記入する。)
	工期	年 月～ 年 月
	受注形態	単体／JV (出資比率)
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	(市街地・軟弱地質等)
	その他	
CORINS 登録の有無		有 (CORINS 登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名

項 目		主任技術者又は管理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号) 無
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する場合 の対応処置	
	CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

工 程 表

工事名：警衛所他仮眠室間仕切工事

会社名：_____

項 目	単 位	数 量	4 月			5 月			6 月			7 月			8 月			9 月			10 月			11 月			12 月			1 月			2 月			3 月		
			10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20	

■工程管理に対する技術的所見

令和 年 月 日

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊北海道補給処

安平弾薬支処会計科長 谷 秀治 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

弊社は、過去 3 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

令和 年 月 日

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊北海道補給処

安平弾薬支処会計科長 谷 秀治 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

業務従事者一覧

監理（主 任・管 理）技術 者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	（中学校以降を記載）
	職歴	
	業務経験	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	研修実績その他の経歴	（特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載）
	専門的知識その他の知見	（特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載）
	資格	（特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載）
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	（特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載）

現場代理人	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
業績等		

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
- 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱い制限情報に関する社内規則	☐ 社内規則がある
	☐ 社内規則に類する資料がある
	☐ 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注： 1 いずれかの「□」に「■」を付す。
- 2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

別紙第9
令和 年 月 日

申 出 書

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
安平弾薬支処会計科長 谷 秀治 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （記名）
役 員 （記名）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名を行うこと。
※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
地域統括 会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
ブラン ド・ライ センサー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
フラン チャイ ザー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
コンサル タント	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない		

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
- 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

数量算出基礎資料

No.	項 目	規 格	数 量	単 位	計算式	備 考
1	仮設工事					
(1)	養生	内部改修	53.00	m ²	=23.5+9.06+20.44	
(2)	整理清掃後片付け	内部改修	53.00	m ²	=1-(1)と同数量	
(3)	内部仕上足場	4.0m以下脚立足場	53.00	m ²	=1-(1)と同数量	
2	建具工事					
(1)	可動間仕切壁	H=1,900,片開戸含む	7.22	m ²	=((1.5+2.3)×1.9)	
(2)	可動間仕切壁	H=2,200	9.08	m ²	=((1.5+2.63)×2.2)	
(3)	鋼製板	1100×600 T=1.6	0.66	m ²	=1.1×0.6	
3	電気工事					
(1)	EM-EEF	2.0×3C	13.90	m	=13.9	
(2)	リーラーコンセント	2P15A	1	箇所	=1	
(3)	既設予備ブレーカー接続	電極結線	1	箇所	=1	
4	撤去工事					
(1)	RCコア抜き	φ 50 厚120	1	箇所	=1	
(2)	カーテンレール撤去	土台	4.8	m	=3.7+1.1	
(3)	分電盤加工	φ 50	1	箇所	=1	